

あわら市社会活動災害補償保険制度

## 「あわら市ふれあい保険」の手引き

あわら市総務課

作成年月日	平成 16年4月 1日
第1回改訂年月日	平成 17年4月 1日
第2回改訂年月日	平成 18年5月13日
第3回改定年月日	平成 28年4月 1日
第4回改訂年月日	令和 6年 6月 21日

## 目 次

第1章	あわら市社会活動災害補償保険制度について	P1
1	保険制度の概要	
2	他制度との適用関係	
第2章	保険制度の仕組み	P1
1	保険の構成	
2	保険契約者	
3	被保険者	
4	用語の定義	
5	社会活動の具体例	
6	保険期間	
第3章	賠償責任保険のあらまし	P4
1	対象となる事故	
2	対象となる損害	
3	免責事項（保険金支払の対象とならない事故例）	
4	保険金てん補限度額	
第4章	傷害保険のあらまし	P5
1	対象となる事故	
2	対象となる者	
3	保険金額	
第5章	保険の事故処理の手続き	P8
1	手続きの概要	
2	事故の連絡を受けたときの担当課の措置	
3	事故報告書の受理及び回付	
4	事故証明書の交付等	
5	保険金請求等の手続き	
	あわら市ふれあい保険の解説	P11

## 第1章 あわら市社会活動災害補償保険制度について

### 1 保険制度の概要

あわら市では、市民の皆さんが安心して社会活動に参加できるよう「あわら市社会活動災害補償保険制度（通称：あわら市ふれあい保険）」を設け、市内各種団体の活動を支援しています。

この制度は、市内に活動の拠点を置く団体又は個人が社会活動（地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動）中に偶然発生した事故により、保険金を給付するものです。

#### 【保険の対象となる事故】

- ① 参加者又は参加者以外の身体又は財物に損害を与えたことにより、団体の主催者、責任者、指導者又は参加者が法律上の損害賠償責任を負うこととなった事故
- ② 当該活動に参加した個人が負傷又は死亡した事故

### 2 他制度との適用関係

市が被保険者とする他の保険契約により補償されるときは、当該契約を優先して適用し、本制度の支給の対象としません。

## 第2章 保険制度の仕組み

### 1 保険の構成

この保険は、「賠償責任保険」と「傷害保険」の2種類の保険により構成されています。

#### (1) 賠償責任保険

この保険は、団体等の指導者並びに参加者が社会活動中に管理監督の不手際や指導誘導のミス又は過失等によって、参加者や第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害をてん補する保険で、次の約款、特約条項が適用されます。

- ① 賠償責任保険普通保険約款
- ② 賠償責任保険施設所有管理者特約条項
- ③ 賠償責任保険生産物特約条項
- ④ 賠償責任保険受託者特約条項

#### (2) 傷害保険

この保険は、指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は傷害を負った場合に適用される保険で、次の約款、特約が適用されます。

- ① 傷害保険普通保険約款
- ② 行事参加者の障害危険補償特約

- ③ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒補償特約
- ④ 熱中症危険補償特約

## 2 保険契約者

あわら市（保険料は全額あわら市が負担）

## 3 被保険者

被保険者とは、事故の際、契約保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいいます。この保険の被保険者は次のとおりです。ただし、当該活動を職業として行っている者は対象となりません。

### (1) 賠償責任保険の被保険者

- ① 団体（「4 用語の定義」(1)参照）
- ② 指導者等（団体において社会活動の計画、立案、運営等指導的地位にある者又はこれに準ずる者）
- ③ 個人（継続的、計画的にボランティア活動を行っている者）

### (2) 傷害保険の被保険者

- ① 指導者
- ② 団体及び個人が行う社会活動の参加者
- ③ 個人

（注1）海外の事故の場合は傷害保険の対象となりません。

（注2）市外居住者でも賠償責任保険、傷害保険の対象となります。

## 4 用語の定義

### (1) 「団体」とは

団体とは、次の要件をすべて備える団体をいいます。

- ① 市内に活動の拠点を置く、5人以上の共通の目的を持った市民により自主的に組織されていること（組織化）
- ② 社会活動を直接行っていること（直接行動）
- ③ 自由意志のもとで継続的、計画的に社会活動を行っていること（継続性）
- ④ 企業活動として活動する会社、事業所内の団体でないこと
- ⑤ 政治、宗教又は営利を目的とした団体及びこれに類する団体でないこと

### (2) 「社会活動」とは

団体が主催して行う地域社会活動、社会教育・社会体育活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動等の公益性のある活動で、本来の職場を離れて対価を得ずに、自由意志のもとで行う継続的、計画的又は臨時<sup>※1</sup>の直接的活動をいいます。

以上のほか、あわら市が行う事業又は活動のうち社会活動に類するもので、市民が無報酬（実費弁償は無報酬に含む。）で参加する活動も社会活動とみなします。

ただし、政治、宗教、営利などを目的とする活動や学校管理下<sup>※2</sup>の活動、スポーツ少年団活動は除きます。

※1 「臨時」とは、継続的、計画的に社会活動を行っている団体が、通常の活動以外の社会活動を行うことをいいます。(例えば、地域社会活動を行っている団体が社会福祉活動を行った場合)

※2 「学校」とは、学校教育法に基づく学校及び児童福祉法に基づく保育所をいいます。

### (3) 「指導者等」とは

団体等において、社会活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者及び継続的にボランティア活動を行う個人をいいます。したがって、レクリエーション活動、文化活動、趣味の会等で団体の構成員にすぎない者は指導者とは認められません。

### (4) 「参加者」とは

社会活動中の団体の指導者以外の構成員又は団体及び個人が行う社会活動に直接参加する者をいいます。また、団体に属さない参加者及び手伝いをする者も参加者としませんが、見物人は参加者とはみなしません。

ただし、社会活動に参加する老人の付き添い人及び母親に連れ添う子どもは参加者とみなします。

## 5 社会活動の具体例

### (1) 地域社会活動

防災訓練、清掃活動（道路・河川敷・公園・排水溝・その他公共的施設の清掃）、リサイクル運動、環境衛生活動、盆踊り、コミュニティ・自治会祭り、運動会、自治会報の発行・回覧・掲示板貼付、研修会、募金等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

### (2) 社会教育・社会体育活動

スポーツ・レクリエーション活動（区民体育祭、歩こう会、ラジオ体操、マラソン大会、スポーツ大会、スポーツ教室、幼児体操、健康体操等）、文化活動（区民文化祭、講演会、歴史学習会等）等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

### (3) 青少年健全育成活動

地域の青少年育成団体（子ども会等）の指導育成活動、地域文庫活動等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

### (4) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、通園送迎の介助、点訳等）、在宅老人・心身障害者等のホームヘルプ・ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の公益性のある活動及びこれらのための準備活動

### (5) 市が行う業務（行事）への参加、手伝い

- ・市民大学、公民館講座、公民館祭り、文化祭等

※ただし、いずれの場合でも本市が執行する他の保険とは併用できません。

## 6 保険期間

この保険の保険期間は、毎年6月の保険料入金日から1年間となります。

## 第3章 賠償責任保険のあらまし

### 1 対象となる事故

団体等の指導者等が社会活動中に、管理監督の失態や指導誘導等のミスなどによって参加者やその他の第三者の生命身体若しくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害をてん補する保険です。

この保険では、偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。ただし、道義上の弁済は除かれます。

#### (1) 身体賠償（対人）

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

#### (2) 財物賠償（対物）

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

#### (3) 受託者賠償

参加者やその他の第三者から社会活動のために借りたものや管理している物を滅失、き損、汚損などにより、保管物に正当な権利を有する者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にてん補されます。

ただし、車両、金銭、有価証券、貴金属、美術品、骨とう品などは除きます。

### 2 対象となる損害

保険金支払の対象となる損害は、次の賠償金及び費用です。（この場合の対象となる損害とは、参加者や第三者の身体の障害及び財物の損壊が生じたものに限りません。）

#### ① 被害者に対する損害賠償金

通常は被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。

例：治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料及び物品の修理代等

- ② 被害者に対する応急手当、緊急処置費等の費用  
身体障害事故が発生した場合、とりあえず被害者を病院へ護送したり、応急手当を実施した場合の費用等、被害者に対する緊急若しくはやむを得ざる処置のため支出した費用も、保険金として支払われます。
- ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士の報酬等の争訟費用  
訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用も保険金として支払われます。

### 3 免責事項（保険金支払の対象とならない事故例）

- ① 指導者等の故意によって生じた事故
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょうによって生じた事故
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又はこれらの類似の自然変象によって生じた事故
- ④ 指導者等の同居の親族に対する事故
- ⑤ 指導者等が所有、使用し、又は管理する車両若しくは動物による事故
- ⑥ 施設の建設、改築、改造、修理などの工事による事故

### 4 保険金てん補限度額

- ① 対人・対物共通 1事故5億円
- ② 受託者賠償 1事故100万円（免責5,000円）

#### 【免責金額】

※受託者賠償は、1事故につき5,000円までは自己負担となります。

《賠償金10万円の場合》

100,000円－5,000円＝95,000円が支払われます。

《賠償金5,000円の場合》

賠償金が5,000円以下の場合、保険金は支払われません。

## 第4章 傷害保険のあらまし

### 1 対象となる事故

団体の指導者及び参加者が、社会活動中に急激かつ偶然な外来の事故で負傷したり、死亡した場合に適用される保険です。

対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たし、医学的他覚所見のあるものです。

「急激性」とは、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。言い換えれば、事故が突発的に発生することを意味します。

「偶然性」とは、原因又は結果の発生を事故者が予知できない状態をいいます。

すなわち、偶然性とは、

- (ア) 事故の発生が偶然であるか
- (イ) 結果の発生が偶然であるか
- (ウ) 原因、結果とも偶然であるか

のいずれかであることが必要です。

「外来性」とは、事故原因の発生が事故者の身体に内在するものでなく、身体の外からの作用によるものをいいます。

傷害の原因となる事故は、これらの要件を満たしているのが通常ですが、要件に欠ける場合として次のような場合が考えられます。

- ① けんかによる事故
- ② 心臓疾患等の疾病が原因となった事故

【免責事項】（保険金支払の対象とならない事故例）

- ① 指導者等及び参加者の故意による事故
- ② 指導者等や参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じた事故
- ③ 指導者等や参加者の無資格運転や、酒酔い運転によって生じた事故
- ④ 指導者等や参加者の脳疾患、疾病、心身喪失によって生じた事故
- ⑤ 宿泊を伴う行事、接触、転倒、溺水、落下、衝突、交通、暴発リスクの高い行事、電動工具等を使用する行事での事故
- ⑥ 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）や腰痛
- ⑦ 戦争、変乱、暴動によって生じた事故
- ⑧ 震災、噴火、津波によって生じた事故

（注） その他事故の状況によっては、本保険の対象外となる場合があります。事前に市担当課へ照会をお願いします。

## 2 対象となる者

(1) この傷害保険の対象となる者は、社会活動の指導者等及び参加者すべてです。

（注） 市の職員が市の業務に従事中に起きた事故は、公務災害補償の適用を受けますので、この傷害保険の対象とはなりません。

ただし、市の公務を離れ一市民として活動したり、自治会の役員で単に市の活動の補助者として活動に関与している場合は、傷害保険の対象となります。

(2) 参加者の範囲

対象となる者は、社会活動の指導者等及び参加者です。当該活動の見物人や観覧者は参加者とは言えず、この傷害保険の対象とはなりません。

なお、社会活動の指導者等又は参加者とは、あわら市民だけでなく、参加している他市町村等の住民も含まれます。

### 3 保険金額

#### (1) 死亡保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときに支払われる保険です。

#### (2) 後遺障害保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態を言う。）が生じたときに事故者の身体の障害の程度に応じて支払われる保険金です。

(注) 事故の日から180日を超えて治療を要する場合は、この最終日の前日の医師の判断に基づき後遺障害の程度を決定します。この後遺障害の程度の決定は、純粹に社会活動により受けた障害に基づき判定され、既存の身体障害や疾病あるいは、当該事故の後に受けた障害や疾病の影響により身体障害の程度が重大となっても、影響のなかった場合の程度に引き直して決定されます。

#### (3) 入院保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として医師の治療を受けた場合、その状態にある期間に対し、事故の日から180日を限度として入院保険金日額を入院日数に応じて支払われる保険金です。

#### (4) 通院保険金

社会活動中の指導者等及び参加者が、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を受け、その直接の結果として入院によらないで医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内で、その通院実日数に対し90日を限度として通院保険金日額を通院日数に応じて支払われる保険金です。

#### (5) 保険金額

- ① 死亡保険金 500万円
- ② 後遺障害保険金 15万円～500万円
- ③ 入院保険金 1日 3,000円
- ④ 通院保険金 1日 2,000円

## 第5章 保険の事故処理の手続き

### 1 手続きの概要

この保険制度は、自治会、子ども会、老人会等をはじめとする多種多様な団体等や参加者を被保険者としておりますので、事務処理を円滑に進めるため、その団体等についての資料や知識を有し活動内容を把握している、団体等を所管する課（以下「担当課」という。）を事務処理窓口とします。

担当課は、団体等から提出されるあわらしふれあい保険事故報告書（以下「事故報告書」という。）の受付等の事務を担当します。

団体等から提出された事故報告書は、担当課で決裁後、総務課へ回付します。総務課は、事故報告書により社会活動中の事故と認定したときは、あわらしふれあい保険事故証明書（以下「事故証明書」という。）を契約保険会社に、保険手続き開始通知を被保険者（団体、指導者等又は参加者）に送付します。また、契約保険会社との折衝及び担当課との調整事務を行います。

#### ◎ 担当課の事務

- ① 事故報告書の受理及び総務課への回付に関する事。
- ② 事故状況の把握及び確認に関する事。
- ③ 所管事業及び団体等に係る事故報告書の作成に関する事。

#### ◎ 総務課の事務

- ① 事故の認定及び事故証明書の交付に関する事。
- ② 事故判定委員会に関する事。
- ③ 担当課との連絡調整に関する事。
- ④ 契約保険会社との連絡調整に関する事。
- ⑤ その他当該保険制度に関する事。

### 2 事故の連絡を受けた時の担当課の措置

社会活動中に事故が発生したという報告を受けたとき、担当課は団体等の指導者等に次の措置をとるよう指示します。

#### (1) 賠償責任事故の場合

- ① 事故の状況を把握し、速やかに(14 日以内)事故報告書を担当課へ提出すること。
  - ア いつ (日時)
  - イ どこで (場所)
  - ウ だれが (加害者の住所、氏名、年齢)
  - エ だれ(何)を (被害者の住所、氏名、年齢)
  - オ どうして (事故の状況)
  - カ どうなったか (被害の状況、推定損害額、入院先など)

- ② 物損事故の場合は、損害を証明するための写真を撮っておくこと。
- ③ 事故状況や損害状況が不明瞭もしくは損害額が高額である場合は、契約保険会社が立会い調査をする場合があるので、できるだけ現場を保存し、損害物件は契約保険会社の調査が終了するまで処分しないようにしておくこと。万一諸般の事情で現場が保存できない場合や修理を急ぐ場合には、契約保険会社の了解が必要のため、速やかに担当課へ連絡すること。
- ④ 加害者と被害者がその損害額について示談をする場合は、示談の内容について契約保険会社の了解が必要のため、事前に担当課へ連絡すること。なお、賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除することになる。

(2) 傷害事故の場合

事故の状況を把握し、速やかに(14日以内)事故報告書を担当課へ提出すること。

- ア いつ (日時)
- イ どこで (場所)
- ウ だれが (負傷者の住所、氏名、年齢)
- エ どうして (事故の状況)
- オ どうなったか (負傷の状況、負傷の部位、医療機関名など)

### 3 事故報告書の受理及び回付

(1) 事故報告書の受理

担当課は、事故報告書の提出があったときは、記載内容及び添付書類を確認のうえ、文書收受印を押印し受理します。

- ① 添付書類1 (事故当日の活動内容が把握できる資料)  
パンフレット、チラシ、通知文、回覧等
- ② 添付書類2 (団体の概要が把握できる資料)  
当該団体の規約、事業実績報告書、事業計画書、予算書、決算書、会員名簿等  
(当該団体等の活動内容や活動状況が理解できるものであれば、上記の全部を取り揃える必要はありません。)
- ③ 添付書類3 (当日の指導者、参加者等の名簿)  
運動会、自治会祭り等の行事で参加者が確認できない場合は、参加者の範囲とその数を事故報告書内に記載します。
- ④ 添付書類4 (事故発生状況等が説明できる資料)
  - ア 物損事故の場合 → 損害物の写真
  - イ 火災の場合 → 消防署の発行する火災証明書
  - ウ 盗難の場合 → 警察署の発行する書類
  - エ 傷害事故において救急車で運ばれた場合 → 搬送証明書

(2) 市が行う事業及び活動の場合 (ただし、社会活動に類するものに限る。)

該当事業の担当課において、担当課長名で事故報告書を作成します。

(3) 事故報告書の回付

事故報告書を受理し、当該報告書末尾欄に担当課名及び担当者名を記載した後、担当課長の決裁を受け、当該報告書（原本）を総務課へ回付します。

#### 4 事故証明書の交付等

総務課は、担当課から回付された事故報告書に基づき、担当課及び契約保険会社と連絡調整のうえ、総務課長の決裁を受けて事故の認定可否を行います。社会活動中の事故と認定したときは、事故証明書及び事故報告書(写し)を契約保険会社に、保険手続き開始通知を被保険者に送付します。

なお、社会活動中の事故の事実関係を審査する必要があるときは、あわら市社会活動事故判定委員会に諮ります。

#### 5 保険金請求等の手続き

契約保険会社は、総務課から送付された事故証明書及び事故報告書(写し)に基づき、審査及び総務課との打ち合わせを行います。また、被保険者との連絡調整を行い、併せて保険金請求の手続きについて説明します。

(1) 賠償責任事故の場合

指導者等は、被害者との間で法律上の問題が解決した後、契約保険会社が指示する関係書類を契約保険会社に提出します。

(2) 傷害事故の場合

死亡事故の場合は死亡した者の法定相続人が関係書類を、死亡事故以外の傷害事故の場合は傷害を受けた者が傷害を完治した時点又は事故の日から180日を経過した時点で関係書類を契約保険会社に提出します。

## 「あわら市ふれあい保険」の解説

### 【共通編】

#### 問1 実費弁償の範囲は？

社会活動とは本来の職務を離れて自分の自由意志で行う性質のものをいいますので、これによって対価を得るのは社会活動ではありません。

実費弁償の程度については、いろいろな解釈があり、これを定義づけることは極めて困難ですが、社会通念上ボランティア活動を行うに伴って支出する費用、たとえば交通費、昼食代及び若干の謝礼程度のものは実費弁償の範囲に含まれるものと思われます。

#### 問2 子ども会で夏休みの朝にラジオ体操を行っていますが、祖父母の所に遊びにきている子ども達も参加しています。このように会員以外の方や市外の方も対象となりますか？

この保険は、団体の健全な発展を目的としていますので、市内に活動の拠点をおく団体の活動に、臨時に参加した方や市外の方も対象となります。

また、市外から社会活動を指導するために来ていただいている方も対象となります。

#### 問3 賠償責任保険と傷害保険とはどう違うのですか？

賠償責任保険とは、社会活動中に指導者等が、参加者や第三者の身体や財物に損害を与えたり財物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に、実際の損害額に基づいて負担する損害賠償金等が指導者等に支払われるものです。

傷害保険とは、指導者や参加者がケガ（ケガによる死亡・後遺障害を含む。）をしたとき、実際の傷害（治療費等）に関係なく、定額が支払われるものです。

#### 問4 海外での事故はこの保険で適用されますか？

適用されません。

#### 問5 自動車の運行に起因する事故は対象になりますか？

この保険のうち、賠償責任保険では自動車の運行に起因する事故は免責事項に該当しますので対象とはなりません。傷害保険は対象となります。

（注）自動車とは、道路運送車両法第2条第2項にいう自動車及び同条第3項にいう原

動機付自転車で、自動車保険の対象となるものです。

～事例～

- ① 子ども会活動で、保護者が運転するマイクロバスで市外等に行く途中、ガードレールに衝突し、負傷した場合  
…子どもと保護者に対して傷害保険の適用はありますが、事故が自動車の運行に起因するため、この保険での保護者への賠償責任保険の適用はありません。
- ② 心身障害児の一時預かりを行っているボランティアが、預かることになっている子どもを自動車で迎えに行き、帰る途中で事故を起こし両者とも負傷した場合  
…ボランティアには傷害保険の適用はありますが、預かった子どもは社会活動の参加者ではなく、活動の対象者ということで傷害保険の適用はありません。  
このような事故の場合、ボランティアの自動車の自動車損害賠償責任保険等で救済してもらうことになります。
- ③ 自治会で側溝清掃を行っているときに、活動に参加中の会員が自動車にはねられた場合  
…傷害保険の適用はあります。この場合に指示をしていた役員に過失があり、法律上の賠償責任を負わねばならないときは、自動車の運行に起因する事故ではありませんので賠償責任保険の適用となります。

#### 問6 保険金請求の時効は？

商法の規定により賠償責任保険の場合は、示談成立又は裁判所の判決額が確定した時点から2年です。

また、傷害保険の場合は、完治又は事故の日から180日経過した時点から2年で保険金請求は時効となります。

ただし、いずれの場合にも事故日から30日以内に契約保険会社への事故通知がされていることが必要です。

### 【 賠償責任保険編 】

#### 問7 指導者等に賠償責任がある場合は、すべてこの保険の対象となりますか？

指導者等の指導や管理の過失により事故が発生し、指導者等が「法律上の責任」を負ったときに対象となります。

したがって、道義的責任等から見舞金等を支払っても、この保険の対象にはなりません。

(注) 「法律上の責任」がある場合でも、保険約款・特約に定められた「免責事項」に該当するものは対象になりません。

なお、一般的に言って指導者等が賠償責任を負う場合とは、指導や管理の過失

がある場合で、たとえば、

- ◎水遊びに行って管理に不注意があり、子どもが水死した場合
- ◎子ども会レクリエーション中にボールが隣家に飛び込み、窓ガラスを割った場合
- ◎施設や用具の欠陥を見落とした場合
- ◎施設や用具の欠陥は見つけたが放置していた場合
- ◎事前の必要な点検をしなかった場合

問8 法律上の賠償責任とはどういうことですか？

賠償責任保険普通保険約款の第1条には「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。」とありますが、この「法律上の損害賠償責任」には、大別して

- ◎違法な行為、つまり不法行為によるもの
- ◎契約の違反、つまり債務不履行によるもの

があります。これらはいずれも民法にその基本となる原則的な規定があります。

この保険では、偶然な事故によって他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生することが要件です。

つまり、損害賠償責任の発生原因について述べているもので、裁判によって解決されないと保険金が支払われないという意味のことではありません。

問9 当事者間の示談でも支払の対象になりますか？

示談でも支払の対象となりますが、たとえ賠償責任があるとしても、むやみに高額な賠償金を払った場合は、客観的に妥当性のある金額しか契約保険会社からは支払われません。また、賠償を受ける相手にも過失があると判明した場合は、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除することになります。

示談をする場合には、その内容について保険会社の了承が必要になるため、市担当課へ事前にご相談ください。

問10 賠償責任保険における財物的損害とは？

対人賠償の場合は、被害者の逸失利益、入院費、治療費、休業補償費、慰謝料等で被害当時の年齢、健康状態、職業、家庭環境、その他諸般の事情を考慮し、事故がなかったならば働くことができるであろう期間や収入などについて、可能な限り蓋然性（がいぜんせい）の高い数字を求めるべきとされています。対物賠償の場合はいわゆる修理費ですが、修理不可能な場合は、その交換価額（滅失の場合は滅失当時の交換価額）が通常損害額となります。

## 【 傷害保険編 】

### 問 1 1 傷害保険で対象となる傷害とは？

保険で対象になるのは、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

#### ① 「急激性」について

基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

したがって、たとえば、職業病、靴ずれ、しもやけ、野球肘などは以上のような意味から対象にはなりません。

#### ② 「偶然性」について

基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められるわけですが、さらには、自然の原因の自然な結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が被害者自身にとって予知できない状態をいいます。

したがって、たとえば、心臓発作、脳溢血等の内臓疾患などは自然の原因の自然な結果として位置づけられ、偶然性を欠くこととなります。

#### ③ 「外来」について

通常「外来」という用語は「内在」に対する言葉として用いられるものであり、傷害保険においては身体傷害の発生の原因が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。

したがって、たとえば、同じ腰痛症でも重いものを持ち上げたために腰を痛めた場合は対象になりますが、長年のストレスの蓄積により腰痛になった場合は対象にはなりません。

#### ④ 「傷害」について

「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりも少し広い意味をもち、次のような場合もあります。

いわゆる「ケガ」を伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。たとえば、中毒症状の場合

◎煙、ガス等の有毒物質の一時的吸入による窒息死（光化学スモック等によるもの）

◎水を飲み呼吸不能に陥り溺死

ただし、同じ中毒症状であっても

◎慢性アルコール中毒、細菌性食中毒

◎継続的に吸入、呼吸又は摂取した結果の中毒症状

のような場合には対象にはなりません。

問12 心臓マヒ、心臓発作は傷害保険の対象になりますか？

ある行為の結果、心臓マヒ・心臓発作を起こすことは客観的にみれば、偶然なものであるかもしれませんが、事故原因から結果への経過をたどれば疾病そのものの発症過程をたどっているにすぎず、不可避的結果の事故であるといえないので、この意味で対象となりません。

ただし、冷たい海へ転落し、冷水のショックで急性心不全をおこしたような場合は、不可避的結果による事故として対象になります。

問13 ケガが原因で病気になった場合もこの保険の対象になりますか？

ケガと直接、因果関係にある病気（たとえば、破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気についてケガそのものと同様に、この保険の対象になります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、たとえば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気（肺炎）のためのみの治療期間については、この保険の対象とはなりません。

問14 入院・通院保険金支払方法は？

① 入院保険金について

入院し、医師の治療を受けている状態にある期間に対して、事故の日から180日を限度として、入院した日数1日につき入院保険金が支払われます。

② 通院保険金について

原則として180日の枠内において、実通院日数が90日を限度に通院日数1日につき通院保険金が支払われますが、平常の生活や業務に支障のない程度に治ったときは、それ以降の通院に対しては支払の対象になりません。

また、入院、通院を合算して事故発生の日から180日が限度となります。

問15 保険金の請求は完治後でなければダメですか？

保険金は入院及び通院日数を基礎に算定いたしますので、日数が確定する完治後又は事故の日から180日を経過した時点で請求してください。

問16 いったん治癒したケガが再発しました。この場合もこの保険の対象となりますか？

当該事故と因果関係があると医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日から180日以内です。

問17 傷害保険金請求の際に添付する医師の診断書は、契約保険会社所定の用紙を使用しなければなりませんか？

保険金請求が3万円以下で通院延期間が1カ月以内の場合は、治療状況申告書に本人が必要事項を記入し、薬袋、診察カードを添付して診断書に代えることができます。それ以外の時は、実通院日数など保険金の確定をする際に必要な事項を知るため、契約保険会社所定の診断書を使用してください。

なお、診断書は傷害の程度を立証するためのもので、その費用は本人負担となります。

#### 問18 傷害保険金でいう他覚症状とは？

約款上、「他覚症状」のない「ムチウチ症」又は「腰痛」は、免責となっていますが、これは自分が「ムチウチ症」又は「腰痛」で首、腰が痛いと訴えることにより、不正に保険金を請求したり、あいまいな保険金請求となり得る恐れが多分にあるので、このような不正又はあいまいな請求を排除する意味で免責としています。

ただし、「ムチウチ症」又は「腰痛」であっても、客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば支払の対象となります。

また、経年性（老人性）や職業性のものは、たとえ他覚症状があっても対象とはなりません。

#### 問19 ケガのとき治療を受けるのは柔道整骨院等でも傷害保険の支払の対象になりますか？

保険金の対象となる医師の加療という定義の中で、医師とは国家資格である医師免許をもっているものに限るのが原則です。ただし、医師の診断の上、整骨院等に通院する場合は、支払の対象になる場合があります。

#### 問20 市体育協会〇〇支部が主催する〇〇地区ソフトバレーボール大会に自治会でチームをつくり参加しました。その時にケガをしたのですが、市への事故報告は誰が行うのですか？

事故報告書により事故を報告する者は、社会活動を行う団体の指導者又は代表者ですので、この場合は市体育協会〇〇支部の指導者又は代表者になります。